

令和元年第2回

長万部町議会臨時会会議録

令和元年 5月10日 開会

令和元年 5月10日 閉会

長 万 部 町 議 会

目 次

令和元年 5月10日（金曜日）第1号

○招集年月日	1 頁
○招集の場所	1 頁
○開 議 日 時	1 頁
○応 招 議 員	1 頁
○不応招議員	1 頁
○出席 議 員	1 頁
○欠 席 議 員	1 頁
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 頁
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	1 頁
○議 事 日 程	2 頁
○開会・開議宣告・議事日程	3 頁
○仮議席の指定	3 頁
○諸般の報告	4 頁
○選挙第1号 議長選挙について	4 頁
○諸般の報告	5 頁
○選挙第2号 副議長選挙について	5 頁
○議席の指定	7 頁
○会議録署名議員の指名	7 頁
○会期の決定	7 頁
○常任委員の選任について	8 頁
○議会運営委員の選任について	8 頁
○議長の常任委員の辞任について	9 頁
○議会広報編集特別委員会の設置について	10 頁
○選挙第3号 山越郡衛生処理組合議会議員選挙について	11 頁
○選挙第4号 渡島廃棄物処理広域連合議会議員選挙について	11 頁
○諸般の報告	12 頁
○同意第1号 監査委員の選任同意について	13 頁
○承認第1号 専決処分の承認について (長万部町税条例等の一部を改正する条例)	13 頁

○承認第2号	専決処分の承認について (長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	-----	15頁
○承認第3号	専決処分の承認について (平成30年度長万部町一般会計補正予算(第10号))	-----	16頁
○議案第1号	令和元年度長万部町一般会計補正予算(第1号)	-----	17頁
○所管事務等の調査及び閉会中の継続調査について		-----	21頁
○閉会宣告		-----	21頁

令和元年第2回長万部町議会臨時会（第1日目）

◎招集年月日 令和元年 5月10日（金）

◎招集の場所 長万部町役場 議場

◎開議日時 令和元年 5月10日（金） 午前10時00分

◎応招議員（10名）

1番	村川	毅	6番	橋本	收司
2番	辻	紀樹	7番	高森	功治
3番	高橋	克英	8番	北川	佳嗣
4番	大谷	敏弥	9番	柏倉	恵里子
5番	長崎	厚	10番	辻	義雄

◎不応招議員 なし

◎出席議員 応招議員に同じ

◎欠席議員 不応招議員に同じ

◎地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	木幡	正志	水道ガス課長	中里	博也
副町	長	佐藤	英代	出納室長	小川	洋
総務課	長	本前	武広	消防長	中田	義之
新幹線推進課	長	岸上	尚生	病院事務長	田辺	知行
税務課	長	中山	裕幸	教育長	近藤	英隆
町民課	長	佐藤	剛	教育次長	岡野	喜美雄
保健福祉課	長	岡部	忠	教育委員会事務局参事	佐藤	修
健康推進室	長	野澤	明子	選挙管理委員会書記長	本前	武広
産業振興課	長	對馬	政宏	監査事務局長	豊嶋	慎一
建設課	長	神野	隆之	農業委員会事務局長	對馬	政宏

◎本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局	長	豊嶋	慎一
議事係	長	増田	理恵
議事係		工藤	大智

◎議事日程

- | | | |
|--------|-------|---|
| 日程第1 | | 仮議席の指定 |
| 日程第2 | 選挙第1号 | 議長の選挙について |
| 日程第3 | 選挙第2号 | 副議長の選挙について |
| 日程第4 | | 議席の指定 |
| 日程第5 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第6 | | 会期の決定 |
| 日程第7 | | 常任委員の選任について |
| 日程第8 | | 議会運営委員の選任について |
| 追加日程第1 | | 議長の常任委員の辞任について |
| 追加日程第2 | | 議会広報編集特別委員会の設置について |
| 日程第9 | 選挙第3号 | 山越郡衛生処理組合議会議員の選挙について |
| 日程第10 | 選挙第4号 | 渡島廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について |
| 日程第11 | 同意第1号 | 監査委員の選任同意について |
| 日程第12 | 承認第1号 | 専決処分の承認について
(長万部町税条例等の一部を改正する条例) |
| 日程第13 | 承認第2号 | 専決処分の承認について
(長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例) |
| 日程第14 | 承認第3号 | 専決処分の承認について
(平成30年度長万部町一般会計補正予算(第10号)) |
| 日程第15 | 議案第1号 | 令和元年度長万部町一般会計補正予算(第1号) |
| 追加日程第3 | | 所管事務等の調査及び閉会中の継続調査について |
-

◎開会・開議宣告・議事日程

10時00分 開会

○議会事務局長（豊嶋慎一） 皆さんおはようございます。議会事務局長の豊嶋です。本臨時会は一般選挙後初めての議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の辻義雄議員を紹介いたします。

辻義雄議員、議長席へお願いいたします。

〔議員（辻義雄）議長席へ〕

○臨時議長（辻義雄） おはようございます。ただいま紹介されました辻でございます。地方自治法第107条の規定によって、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

お諮りいたします。このたびの選挙においてめでたく当選の栄に浴することができました。ここで簡単に自己紹介をお願いしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議ありませんので、自己紹介をお願いすることに決定いたしました。

それでは自己紹介をお願いします。1番の高森議員から順次住所、氏名をお願いします。簡単になにか付け加えてもよろしいです。どうぞ。

○議員（高森功治） 元町の高森功治です。よろしくをお願いいたします。

○議員（柏倉恵里子） 南栄町、柏倉恵里子と申します。よろしくをお願いいたします。

○議員（北川佳嗣） おはようございます。大町31番地の北川でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議員（橋本収司） 旭浜の橋本です。よろしくをお願いいたします。

○議員（高橋克英） 高砂町の高橋克英です。よろしく申し上げます。

○議員（村川毅） 新開町の村川です。どうぞよろしく申し上げます。

○議員（大谷敏弥） 富野の大谷と申します。よろしくをお願いいたします。

○議員（辻紀樹） 同じく富野、辻紀樹と申します。よろしく申し上げます。

○議員（長崎厚） 字国縫の長崎です。どうぞよろしく申し上げます。

○臨時議長（辻義雄） 最後に私、国縫の辻義雄でございます。4年間頑張りますのでよろしくをお願いいたします。

以上で自己紹介を終わります。

ただいまの出席議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、令和元年第2回長万部町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎仮議席の指定

○臨時議長（辻義雄） 日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席は議会の運営に関する基準1

3の規定により年齢順とし、ただいま着席の議席といたします。

◎諸般の報告

○臨時議長（辻義雄） 諸般の報告を事務局長からいたします。

豊嶋事務局長。

○議会事務局長（豊嶋慎一） 諸般の報告をいたします。

平成31年第1回定例会において可決されました、食品ロス削減に向けてのさらなる取組を求める意見書1件につきましては、平成31年3月15日付をもって国会および内閣総理大臣ほか関係大臣にそれぞれ送付いたしました。

次に、監査委員から2月分、3月分の出納検査報告書が、また渡島廃棄物処理広域連合議会議員および山越郡衛生処理組合議会議員より会議結果報告書が提出されましたので、それぞれお手元に配付いたしました。以上であります。

○臨時議長（辻義雄） 以上で、諸般の報告を終わります。

◎選挙第1号 議長の選挙について

○臨時議長（辻義雄） 日程第2、選挙第1号議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入り口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は10名であります。

次に立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に高森議員および柏倉議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付もれはありませんか。皆さんいただいていますか。

〔「なし」の声あり〕

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔全議員に確認〕

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、順番に投票願います。

豊嶋事務局長。

○議会事務局長（豊嶋慎一） それでは議席番号と氏名を朗読いたします。

1番高森議員、2番柏倉議員、3番北川議員、4番橋本議員、5番高橋議員、6番村川議員、7番大谷議員、8番辻紀樹議員、9番長崎議員、10番辻義雄議員。

〔順次投票。臨時議長は議長席で記載し、局長が投函〕

○臨時議長（辻義雄） 投票もれはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

投票もれなしと認めます。

以上で投票を終わります。

これより開票を行います。高森議員および柏倉議員の開票の立ち会いをお願いいたします。

〔議長席左横机で開票〕

それでは選挙の結果を報告いたします。

投票総数 10 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票 10 票、無効投票はありません。有効投票のうち、辻義雄議員 10 票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって私、辻義雄が議長に当選いたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開放〕

○議長（辻義雄） ただいま私が議長に当選しましたので、会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。議長受諾に際し、この席にて就任の挨拶をいたします。

一言ご挨拶を申し上げます。ただいま行われました議長選挙におきまして、議員各位のご支援をいただき、引き続き議長の要職を担うこととなりましたことは、誠に身に余る光栄でありますと共にその責任の重さを一層痛感しているところでございます。議会の運営につきましては、不偏不党、公正無私 of 立場を堅持し、町政の進展と町民の福祉の向上に専心努力を傾注し、最善を尽くす所存でございますので、議員の皆さまのご指導ご鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。また理事者の皆さまにおかれましても、特段のご高配を賜りますようお願いを申し上げます。以上、簡単粗辞ではございますけれども、就任の挨拶といたします。ありがとうございました。

これをもって、臨時議長の職務は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

ここで暫時休憩いたします。

10 時 17 分 休憩

10 時 20 分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（辻義雄） 諸般の報告を事務局長からいたします。

豊嶋事務局長。

○議会事務局長（豊嶋慎一） 諸般の報告をいたします。本臨時会において議題となります山越郡衛生処理組合議会議員選挙および渡島廃棄物処理広域連合議会議員選挙を行うことによる各規約の写しを、議事日程その 2 とともにそれぞれお手元に配付いたしました。

次に、本臨時会に議案等の説明のため、あらかじめ町長、教育長、その他執行機関およびそれぞれ委任または囑託を受けた説明員の出席を求めています。なお、臨時議会は議員改選後初めての議会ですので、定例会と同様に説明員全員の出席を求めています。以上であります。

○議長（辻義雄） 以上で諸般の報告を終わります。

◎選挙第 2 号 副議長の選挙について

○議長（辻義雄） 日程第3、選挙第2号副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は10名であります。

次に立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に高森議員および柏倉議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付もれはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔全議員に確認〕

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、順番に投票願います。

豊嶋事務局長。

○議会事務局長（豊嶋慎一） それでは議席番号と氏名を朗読いたします。

1番高森議員、2番柏倉議員、3番北川議員、4番橋本議員、5番高橋議員、6番村川議員、7番大谷議員、8番辻紀樹議員、9番長崎議員、10番、辻義雄議員。

〔順次投票。議長は議長席で記載し、局長が投函〕

○議長（辻義雄） 投票漏れありませんか。

〔「なし」の声あり〕

投票もれなしと認めます。

以上で投票を終わります。

これより開票を行います。高森議員および柏倉議員の開票の立ち会いをお願いいたします。

〔議長席左横机で開票〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票10票、無効投票はありません。有効投票のうち、柏倉議員10票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって柏倉議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開放〕

ただいま副議長に当選されました柏倉議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

副議長に当選されました柏倉議員から発言を求められておりますのでこれを許します。

柏倉議員。

〔副議長（柏倉恵里子）登壇〕

○副議長（柏倉恵里子） 一言ご挨拶を申し上げます。ただいま行われました副議長選挙におきまして、私とその榮譽を賜りました。このことに対しまして、まずもって厚く御礼を申し上げます。副議長の重責を担うことになり、身に余る光栄であると共に責任の重さを痛感いたしております。浅学非才な私ではありますが、議長のもと議会が公正に、しかも円満に運営されるよう誠心誠意努力を重ね、町民の皆さまに親しまれる議会、開かれた議会を目指してまいりますので、議員の皆さまにおかれましては、一層のご指導ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。以上簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

〔副議長（柏倉恵里子）自席へ〕

◎議席の指定

○議長（辻義雄） 日程第4、議席の指定を行います。議席は議会の運営に関する基準14の規定により、議長がくじで定めることになっており、この場合、議長の議席は最終1番、副議長は最終2番とすることになっておりますのでご承知おきます。

くじ引きのため暫時休憩いたします。

10時33分 休憩

10時37分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

くじの結果を事務局長に朗読させます。

豊嶋事務局長。

○議会事務局長（豊嶋慎一） それでは議席が指定されましたので、議席番号と氏名を朗読いたします。1番村川議員、2番辻紀樹議員、3番高橋議員、4番大谷議員、5番長崎議員、6番橋本議員、7番高森議員、8番北川議員、9番柏倉議員、10番、辻義雄議員。以上であります。

○議長（辻義雄） 議席は会議規則第4条第1項の規定により、ただいま朗読したとおり指定いたします。

議席移動のため、10時50分まで休憩いたします。

10時38分 休憩

10時50分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（辻義雄） 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において1番村川議員、9番柏倉議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（辻義雄） 日程第6、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

ここで初議会にあたり町長より挨拶の申し出がありますので、これを許します。

木幡町長。

〔町長（木幡正志）登壇〕

○町長（木幡正志） ただいま議長から発言の許しを得ましたので、4月21日投票の町議会議員選挙後の初議会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、厳しい選挙戦を乗り越え、町民の審判を受け見事当選の栄に浴されたこと、心からお喜びを申し上げます。議員各位の長万部町を愛する精神と町政への熱き情熱が町民の支持を得たものであり、高く評価されるところであります。これからの4年間議員として、そして町民の代表として、本町発展のためにお力をお貸しいただきますことを切にお願いを申し上げます。

さて、議員各位もご承知のとおり、現在の本町を取り巻く状況は、人口の減少や少子高齢化の進展など、急激な社会情勢の変化による荒波に揉まれており、一次産業の経営戸数の減少への対応や、災害に強いまちづくりに向けた設備の整備、子育て支援、住民福祉の向上、理科大との連携の強化、新幹線を核としたまちづくりや、公共施設等総合管理計画の推進、し尿ミックス処理の運用開始等、また、2030年度末の北海道新幹線長万部駅の開業を見据えた「はしっこ同盟」をはじめとした広域連携事業の推進など、多種多様な行政課題を抱えております。これまで以上に議員各位、議会と親密な連携のもとでまちづくりを進めていかなければならないと思っております。議会と行政は車の両輪にたとえられますが、まさにその真価を問われるものと考えているところであります。

結びに、改めて議員各位のご当選をお祝い申し上げるとともに、町民の強い負託に応えるべく、令和の新時代における一層のご活躍と町政進展のために、ご尽力とご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単粗辞ではありますが、初議会にあたっての挨拶とさせていただきます。どうもおめでとうございました。

〔町長（木幡正志）自席へ〕

○議長（辻義雄） 以上で挨拶を終わります。

◎常任委員の選任について

◎議会運営委員の選任について

○議長（辻義雄） 日程第7、常任委員の選任について、および日程第8、議会運営委員の選任についてを会議規則第37条の規定により一括して議題といたします。常任委員および議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により、議長が議会に諮って指名することになっております。

お諮りいたします。総務常任委員および産業建設常任委員に全議員を、議会運営委員に議長および副議長を除く全議員をそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よってただいま指名したとおり、総務常任委員、産業建設常任委員および議会運営委員に選任することに決定いたしました。

ただいま私が総務常任委員および産業建設常任委員に選任されましたが、議長の職務上から委員を辞退したいと思いますので、よろしくお取り計らいをお願いします。

暫時休憩いたします。

10時54分 休憩

〔議長（辻義雄）除斥。副議長（柏倉恵里子）議長席へ〕

10時55分 再開

◎議長の常任委員の辞任について

○副議長（柏倉恵里子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議長より総務常任委員および産業建設常任委員の辞任の申し出がありました。

お諮りいたします。議長の常任委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって議長の常任委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、議長の常任委員の辞任についての件を議題といたします。

議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における採決権など、議長固有の権限を考慮するとき、委員会に委員として所属することは適当ではなく、また、行政実例でも議長については辞任が認められております。

お諮りいたします。議長の申し出のとおり、総務常任委員および産業建設常任委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議長の総務常任委員および産業建設常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

10時57分 休憩

〔副議長（柏倉恵里子）自席へ。議長（辻義雄）議長席へ〕

10時58分 再開

○議長（辻義雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、委員会条例第8条第2項の規定による各常任委員会および議会運営委員会の委員長および副委員長の互選と、所管事務等の調査および閉会中の継続調査について協議するため、各委員会を開催いたします。

暫時休憩いたします。

10時58分 休憩

11時28分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催した各委員会において、委員長および副委員長が互選されましたのでご報告いたします。

まず、総務常任委員会の委員長には橋本議員、副委員長には村川議員。次に、産業建設常任委員

会の委員長には北川議員、副委員長には大谷議員。次に、議会運営委員会の委員長には高森議員、副委員長には辻紀樹議員。以上のとおりであります。

長崎議員。

◎議会広報編集特別委員会の設置について

○議員（5番 長崎厚） この際、動議を提出いたします。本町議会では、昭和48年以降議会だよりを発行し、住民と議会のパイプ役として議会の審議状況、議会活動を住民に広く伝えるため、議会広報編集特別委員会が設置されてきたところであります。このたびも、町民にとって議会が身近なものとして活動状況等の情報提供が行えるよう、議会広報編集特別委員会の設置が必要と考えるものです。よって、議会だよりの編集および発行のため、4名の委員で構成する議会広報編集特別委員会を設置し、これに付託をし、任期中、閉会中も継続審査および調査をすることを望みます。なお、本日は臨時議会ではありますが、緊急を要する事件として認め、直ちに日程に追加し、議題とするよう議長においてお取り計らいをよろしく願います。

〔「賛成」の声あり〕

○議長（辻義雄） ただいま長崎議員から議会だよりの編集および発行のため、4名の委員で構成する議会広報編集特別委員会を設置してこれに付託し、任期中、閉会中の継続審査および調査することの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。この動議は議会構成に関するもので、緊急を要する事件と認め、日程に追加し追加日程第2とし、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よってこの動議を緊急を要する事件と認め、日程に追加し追加日程第2として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいまの動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって議会だよりの編集および発行のため、4名の委員で構成する議会広報編集特別委員会を設置してこれに付託し、任期中、閉会中の継続審査および調査することの動議は可決されました。

お諮りいたします。議会広報編集特別委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により、議長において北川議員、橋本議員、高橋議員、長崎議員。以上4名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よってただいま指名した4名を議会広報編集特別委員に選任することに決定いたしました。

委員長、副委員長互選のため暫時休憩します。

11時32分 休憩

11時43分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催した議会広報編集特別委員会において、委員長および副委員長が選任されましたので、ご報告いたします。委員長には長崎議員、副委員長には高橋議員。以上のとおりであります。

◎選挙第3号 山越郡衛生処理組合議会議員の選挙について

○議長（辻義雄） 日程第9、選挙第3号山越郡衛生処理組合議会議員の選挙を行います。山越郡衛生処理組規約第5条第2項による、本町議会において互選する組合議会議員は4名であります。

お諮りいたします。選挙の方法は議会の運営に関する基準46、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名推選の方法については議長において指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定いたしました。

山越郡衛生処理組合議会議員に、高森議員、村川議員、大谷議員、辻紀樹議員。以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名した高森議員、村川議員、大谷議員、辻紀樹議員を山越郡衛生処理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よってただいま指名しました4名が、山越郡衛生処理組合議会議員に当選されました。

ただいま山越郡衛生処理組合議会議員に当選されました高森議員、村川議員、大谷議員、辻紀樹議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。山越郡衛生処理組合議会議員に当選されました4名の議員から発言を求められておりますので、これを許可いたします。高森議員、村川議員、大谷議員、辻紀樹議員の順序で自席で就任の挨拶をお願いいたします。

高森議員。

○議員（7番 高森功治） 任期を全うできるよう頑張っていきます。よろしくお願いいたします。

○議長（辻義雄） 次、村川議員。

○議員（1番 村川毅） 村川です。一生懸命頑張りますのでよろしくお願いいたします。

○議長（辻義雄） 次、大谷議員。

○議員（4番 大谷敏弥） 同じく一生懸命頑張ってまいりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○議員（2番 辻紀樹） 同じく任期を全力で取り組みたいと思っております。よろしくお願いいたします。辻です。

◎選挙第4号 渡島廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について

○議長（辻義雄） 日程第10、選挙第4号渡島廃棄物処理広域連合議会議員の選挙を行います。渡島廃棄物処理広域連合規約第8条第2項による、本町議会において選挙すべき広域連合議会議員は2名であります。

お諮りいたします。選挙の方法は議会の運営に関する基準46、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名推選の方法については、議長において指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって議長が指名することに決定いたしました。

渡島廃棄物処理広域連合議会議員に、北川議員、高橋議員。以上2名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名した北川議員、高橋議員を、渡島廃棄物処理広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した2名が渡島廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました。ただいま渡島廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました北川議員、高橋議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

渡島廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました2名の議員から発言を求められておりますのでこれを許可したいと思います。北川議員、高橋議員の順序で、自席で就任の挨拶をお願いいたします。

北川議員。

○議員（8番 北川佳嗣） もとより浅学非才の身ではございますが、一生懸命勉強して頑張っておりますので、どうぞよろしくお祈りを申し上げます。

○議長（辻義雄） 高橋議員。

○議員（3番 高橋克英） 職務全うに全力で取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお祈りをいたします。

○議長（辻義雄） 午後1時まで休憩いたします。

11時50分 休憩

13時00分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案配付のため暫時休憩いたします。

13時00分 休憩

13時01分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（辻義雄） 諸般の報告を事務局長からいたします。

豊嶋事務局長。

○議会事務局長（豊嶋慎一） 諸般の報告をいたします。

ただいまから議題となります、同意第1号監査委員の選任同意についての議案が町長より提出されましたので、お手元に配付いたしました。また、各常任委員長および議会運営委員長から、所管

事務等の調査および閉会中の継続調査の申し出がありましたので、それぞれお手元に配付いたしました。以上であります。

○議長（辻義雄） 以上で諸般の報告を終わります。

◎同意第1号 監査委員の選任同意について

○議長（辻義雄） 日程第11、同意第1号監査委員の選任同意についての件を議題といたします。暫時休憩いたします。

13時02分 休憩

〔議員（5番 長崎厚）除斥〕

13時03分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

提出者の説明を求めます。

木幡町長。

○町長（木幡正志） ただいま上程されました、同意第1号長万部町監査委員の選任につきまして、提案理由をご説明いたします。

地方自治法第196条第1項の規定に基づき、会議議員のうちから選任する監査委員につきまして、議会の同意を求めるものであります。同意を求める委員は、住所山越郡長万部町字国縫171番地91、氏名長崎厚氏で昭和23年6月16日生まれでございます。よろしくご同意くださるようお願いをいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本件はこれに同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

13時04分 休憩

〔議員（5番 長崎厚）自席へ〕

13時05分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎承認第1号 専決処分の承認について

（長万部町税条例等の一部を改正する条例）

○議長（辻義雄） 日程第12、承認第1号専決処分の承認について（長万部町税条例等の一部を

改正する条例)の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中山税務課長。

○税務課長(中山裕幸) ただいま上程されました、承認第1号専決処分の承認について内容をご説明申し上げます。

専決処分しました事項は、長万部町税条例等の一部を改正する条例であります。

地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき平成31年3月29日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定による議会の承認をお願いするものであります。

今回の改正は、主にふるさと納税制度の見直しに伴う寄附金税額控除の規定の整備、軽自動車税種別割の重課税及び軽課税に関する規定の整備、軽自動車税環境性能割の減免・非課税等の特例に関する規定の整備、その他税制改正に伴う条文整備や文言、表現の整理などを行うものであります。議案には、1頁から34頁までの新旧対照表と、1頁から3頁までの一部改正の概要を添付いたしました。改正内容は、1頁から3頁までの一部改正の概要によりご説明いたします。

1頁をご覧ください。はじめに第1条による改正についてご説明いたします。第34条の7は寄附金税額控除で、特例控除額の措置対象を特例控除対象寄附金とするものであります。

第94条はたばこ税の課税標準で、法律改正にあわせて規定の整備をするものであります。

附則第7条の3の2は、住宅借入金特別控除に係る特別特定取得をした場合の控除期間の拡充及び住宅借入金特別税額控除に係る申告要件の廃止であります。

附則第7条の4は、寄附金税額控除における特例控除額の特例で、法律改正にあわせて規定の整備を行うものであります。

附則第9条は、個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等で、申告特例の対象を特例控除対象寄附金とする等の規定の整備を行うものであります。

附則第9条の2は、特別控除対象寄附金を支出し、申告特例通知書が送付されたときに、申告特例控除額の適用があるものとするものであります。

附則第10条の2は、法附則第15条第2項第6号等の条例で定める割合で、法律改正にあわせて規定の整備を行うものであります。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告で、法規定の新設にあわせて規定の整備を行うものであります。

2頁をご覧ください。附則第16条は、軽自動車税の税率の特例で、軽自動車税のグリーン化特例について3段階で改正するものであります。

附則第16条の2は、軽自動車税の賦課徴収の特例で、附則第16条の改正に伴い、3段階で改正するものであります。

附則第22条は、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等で、規定の整備を行うものであります。

次に、第2条から第5条による改正についてご説明いたします。第36条の2は、町民税の申告で、申告書記載事項の簡素化について改正するものであります。

第36条の3の2は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書で、単身児童扶養者の扶養親族申告書(給与)記載事項への追加で、法律改正にあわせて改正するものであります。

第36条の3の3は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書で、単身児童扶養者の扶養親族申告書(年金)記載事項への追加で、法律改正にあわせて改正するものであります。

第36条の4は、町民税に係る不申告に関する過料で、第36条の2の改正に伴う規定の整備であります。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税で、非課税とする臨時的軽減の規定を新設するものであります。

3頁をご覧ください。附則第15条の2の2は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例で、環境性能割の賦課徴収の特例を追加するものであります。

附則第15条の3は、軽自動車税の環境性能割の減免の特例で、規定の整備をするものであります。

附則第15条の3の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税の特例で、規定の整備をするものであります。

附則第15条の6は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例で、税率を1%減とする臨時的軽減の規定を新設するものであります。

附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例で、規定の整備をするものであります。

附則第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例で、法律改正にあわせて新設するものであります。

第24条は、個人の町民税の非課税の範囲で、単身児童扶養者の非課税措置の対象への追加であります。

附則第1条は施行期日で、この条例は平成31年4月1日から施行し、各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行するという規定であります。

経過措置は、町民税、固定資産税、軽自動車税をそれぞれ規定するものであります。

以上がただいま上程されました、承認第1号長万部町税条例等の一部を改正する条例の内容であります。ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎承認第2号 専決処分の承認について

（長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（辻義雄） 日程第13、承認第2号専決処分の承認について（長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中山税務課長。

○**税務課長（中山裕幸）** ただいま上程されました、承認第2号専決処分の承認について内容をご説明申し上げます。

専決処分しました事項は、長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成31年3月29日付で専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものであります。

今回の改正は、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引上措置を行うものであります。

改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正条文、右欄が現行条文、下線部分が改正する部分であります。

第23条は国民健康保険税の減額で、第23条第2号中、27万5,000円を28万円に改め、同条第3号中50万円を51万円に改めるものであります。

これは、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を5,000円増額の28万円とし、2割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を1万円増額の51万円とするものであります。

2頁をご覧ください。附則第1条は施行期日で、平成31年4月1日から施行するものであります。

第2条は適用区分で、改正後の長万部町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度までの分は従前の例によるというものであります。

以上がただいま上程されました、承認第2号長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容であります。ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○**議長（辻義雄）** これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎承認第3号 専決処分の承認について

（平成30年度長万部町一般会計補正予算（第10号））

○**議長（辻義雄）** 日程第14、承認第3号専決処分の承認について（平成30年度長万部町一般会計補正予算（第10号））の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、承認第3号専決処分の承認につきましてその内容をご説明いたします。

この専決処分は、平成30年度長万部町一般会計補正予算（第10号）であります。地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月29日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものであります。

専決処分いたしました補正予算（第10号）は、本年第1回町議会定例会の一般会計補正予算（第9号）の説明の中で、譲与税等の最終決定は年度末ぎりぎりになることから、例年どおり専決処分をせざるを得ない旨ご説明したところでありました。このたび、最終決定がありましたので専決処分をいたしました。今回の補正額は、歳入歳出にそれぞれ1億2,350万5,000円を追加し、補正後の予算総額を51億7,735万4,000円とするものであります。

予算内容は、補正予算書に添付しております概要により歳入からご説明いたします。

地方譲与税は145万7,000円の追加で、内訳は、地方揮発油譲与税が89万9,000円の追加、自動車重量譲与税が55万8,000円の追加であります。

利子割交付金は50万2,000円の追加、配当割交付金は37万円の追加、株式等譲渡所得割交付金は20万2,000円の追加であります。地方消費税交付金は1,279万円の追加、自動車取得税交付金は473万5,000円の追加、地方交付税の特別交付税は1億344万9,000円の追加であります。

次に、歳出についてご説明いたします。総務費、一般管理費、積立金1億2,350万5,000円の追加は、今回の補正で生じた財源を後年度以降の財源調整のため財政調整基金に積み立てするものであります。この積立をしたあとの平成30年度末の当基金残高見込額は、11億4,341万7,000円となります。

以上がただいま上程されました、平成30年度長万部町一般会計補正予算（第10号）の内容であります。よろしくご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出一括行います。4頁から6頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第1号 令和元年度長万部町一般会計補正予算（第1号）

○議長（辻義雄） 日程第15、議案第1号令和元年度長万部町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前総務課長。

○総務課長（本前武広） ただいま上程されました、議案第1号令和元年度長万部町一般会計補正予算（第1号）についてその内容をご説明いたします。

今回の補正額は、歳入歳出にそれぞれ6,464万2,000円を追加し、補正後の予算総額を48億8,564万2,000円とするものであります。

内容は、補正予算書に添付しております概要により、歳出からご説明いたします。

衛生費は107万1,000円の追加であります。予防費、委託料102万円の追加は、定期予防接種委託、扶助費5万1,000円の追加は定期予防接種で、予防接種法施行令等の一部改正に伴い、成人風しん予防接種が追加となったことから計上するものであります。

農林水産業費は500万円の追加であります。林道新設改良費、負担金・補助及び交付金500万円の追加は、森林基幹道豊津・黒岩線林道負担金で、事業主体である北海道の事業量変更に伴う負担金の追加であります。

歳入では、20町債、農林水産業債、林道整備債で、歳出同額の500万円を計上いたしました。

土木費は5,112万円の追加であります。道路橋梁維持費、備品購入費4,842万円の追加はロータリー除雪車で、現行の除雪機械は平成19年の購入から12年が経過し老朽化が進んでいることから更新するものであります。

歳入では、14国庫支出金、土木費国庫補助金、除雪機械導入で1,392万7,000円を計上いたしました。

河川維持費、工事請負費270万円の追加は、南栄川修繕工事で、普通河川南栄川の護岸部分が流水により破損した状態となっていることから、修繕工事を実施するものであります。

消防費は61万9,000円の追加であります。常備消防費、旅費10万6,000円の追加は研修旅費、需用費42万3,000円の追加は被服費、負担金・補助及び交付金9万円の追加は北海道消防学校受講料で、本年3月末で退職した職員の欠員補充に伴う関連費用の計上であります。

教育費は683万2,000円の追加であります。小学校費、学校管理費、工事請負費247万9,000円の追加は、静狩小学校の校舎および教職員住宅の屋根の修繕工事で、冬期間の積雪による破損の修理であります。

中学校費、学校管理費、委託料435万3,000円の追加は、学校施設新設改修等実施設計委託で、中学校の暖房用ボイラーが故障し修理不能であることから、機械室にボイラーを新規設置するとともに、アスベスト含有煙突の未使用化対策および機械室屋上の防水シートの改修について実施設計を行うものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。ただいま歳出でご説明した分は省略させていただきます。

18繰入金、財政調整基金繰入金は4,571万5,000円の追加で、今回の補正で不足する財源を当基金から取り崩し、収支の均衡を図るものであります。この基金取り崩し後の当基金残高見込額は、7億79万7,000円となります。

次に、予算書の3頁をご覧ください。第2表は、地方債補正の変更であります。起債の目的、林道整備で、変更前2,000万円を、変更後2,500万円に500万円増額し、この表のとおり変更したいというものであります。

以上がただいま上程されました、令和元年度長万部町一般会計補正予算（第1号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。4頁から6頁

です。ありませんか。

柏倉議員。

○議員（9番 柏倉恵里子） 5頁の8土木費、道路橋梁維持費のロータリー除雪車の購入について伺いたいですけれども、まず、今回買おうとしてらっしゃる除雪車の仕様を知りたいのと、これ2016年にも1台購入してるんですけども、そのとき私の記憶が間違っていなければ、そのときは17年使っていたものだったと記憶してるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（辻義雄） 神野建設課長。

○建設課長（神野隆之） お答え申し上げます。まず1点目の仕様につきましてですが、仕様につきましては、11トン級のロータリー除雪車の更新ということになっております。概要につきましては、全長が8.6メートル以下、全幅2.6メートル以下、全高3.7メートル以下、最低地上高0.3メートル以上、車両総重量が10トンから13トン、最大定員2名、という仕様になっております。

そして、前回2016年に購入いたしまして、前回は17年使用していたものを更新したという実績がございますけれども、今回につきましては、平成19年、平成18年度になるんですけども、もう今現在で13年目に、使用して、なるわけなんですけれども、これが13年目になりました。経年劣化によりますオイル漏れですとか、故障による部品交換などが、使用頻度も多いものですから頻発いたしまして、10年を超えますとメーカーストックの部品もだんだんなくなっていくということを踏まえまして、大きな故障があると部品調達などで時間もかかって稼働できないような状況も今後考えられるということでありまして、国の社会資本整備総合交付金、こちらの方要望いたしましたところ国で認可いただきましたので、これを機会に更新するという事になったものがあります。以上です。

○議長（辻義雄） 柏倉議員。

○議員（9番 柏倉恵里子） 部品がなくなるという、これも一応、今すでにもうないということではないような答弁だったかと思うんですけども。これ例えば修理をした場合にね、どのくらいかかるのかという見積とかを取られて、買おうという判断になったのか。これも絶対使えないものなんですかね。

○議長（辻義雄） 神野建設課長。

○建設課長（神野隆之） 絶対使えないという、今現在、ものではありません。まあ修理費は、通常見込んでおります修理費での対応も可能かと思うんですけども。経年によりまして、先ほど申し上げたように使用頻度も多い機械なものですから、今後どんどん修理費の方も嵩んでいくことは目に見えておりますので、国の方に要望したところ、必要性認められましたので更新するという形で。どこがどう壊れてどのくらい直すとかというものでは、今現在そういう故障は現実的には発生してないんですけども、部品の劣化、その他で容易にこれ以上修理が嵩んでいくということは想定できますので、これを機会に更新するという事でございます。以上です。

○議長（辻義雄） 柏倉議員。

○議員（9番 柏倉恵里子） 修理費が嵩んでくるのは分かるんですけど、決して長万部町の財政も余裕があってやってるわけではないのでね。やっぱり修理をして、少しでも少ない金額で済ませられるのであれば、修理をして使っていくということも当然考えていくべきだったのではないかなと。これも国の予算も付いてることなので、購入するんでしょうけれども。やはり町の財政を考えたときに、これ例えば修理した場合ってどのくらいなんですか。私これで3問目なのでこれ以上質

問できないので。答弁をお願いします。

○議長（辻義雄） 神野建設課長。

○建設課長（神野隆之） 具体的な金額というのは、今現在壊れて使用不能というわけではないので、はっきりとした数字というのは出てまいりません。以上です。

○議長（辻義雄） ほかにありませんか。

高森議員。

○議員（7番 高森功治） 今の同僚議員とのやりとりを聞いて、10年そこそこしか経ってない、それも壊れていない重機を替えるということが今現実に起きておりまして、同僚議員もおっしゃいましたけど、財政状況が厳しいと常々おっしゃってるわけですよ。誰が良いとか悪いとかではなくて、10年そこそこしか経ってない重機をこの段階で、壊れてもいないのに替えなければならないというのは、町長どう考えますかね。

○議長（辻義雄） 木幡町長。

○町長（木幡正志） 冬期間に使う作業用のものなので、その車種によって使う頻度が変わってくるということも考えられるし、そして今回、今おっしゃるとおり短期間で購入するのはどうかということも現実にあるんだけど、原課にしてみれば、修理が発生する、それで冬の作業時間帯の中でこれが稼働しなくなったら、やっぱり除雪や、その経済にも大きな影響も与えるだろうということも含めて、それと合わせて、部品の調達もだんだん厳しくなる。それであれば更新して、更新することによって、その重機の下取り価格の問題も出てくるんで、そこら辺のところ十分勘案して、適切な時期に購入を決めておいた方が安全だと。確かに財政的には厳しい状況にはあることはあるんだけど、冬場の豪雪のときに使えなくなるといったらこれ大打撃なってくるということも含めて、将来的にまず修理はかかるんだけど、修理代の金額が、今油圧、金額でいったら300万位の金額平気でかかってくる状態なんで、そこら辺のことも考慮して、先を見ながらやっていきたいと、そんなことを考えてますので、よろしくご理解をいただければと思ってます。

○議長（辻義雄） 高森議員。

○議員（7番 高森功治） ひとつだけちょっと聞きたかったんですけど、おそらくロータリー除雪機なんで、ロータリーの部分がおそらく壊れることが多いのかなと思うんですけども。ロータリーの部分だけの金額というのは大体どれくらいするとかというのは試算しておりますか。

○議長（辻義雄） 神野建設課長。

○建設課長（神野隆之） ロータリー単体の金額、大体ですけれども、一般的にロータリー装置、約1千5～600万円程度するものであります。

○議長（辻義雄） ほかにありませんか。

辻紀樹議員。

○議員（2番 辻紀樹） 同じく土木費の河川費の中で、工事請負費で270万円、南栄川修繕工事とありますが、この南栄川というのはどの地区を走っているのかということと、工事延長、それから工事内容教えていただけませんか。

○議長（辻義雄） 神野建設課長。

○建設課長（神野隆之） ご指摘のありました南栄川の位置でございますけれども、今回被災した地区が、ちょうど場所と言うと給食センターの横、そちらの方が、延長としましては10メートルほど、ふとんかごを積んであった所の箇所付近の土羽護岸が流水により洗掘されまして、上に積んであったふとんかごが川底に崩落した形であります。そして内容としましては、その崩落したふと

んかごの撤去、そしてまたふとんかごの積み直しという内容になっております。以上です。

○議長（辻義雄） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に3頁をご覧ください。第2表地方債補正を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

第2表地方債補正を終わります。

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。先ほど各常任委員会および議会運営委員会において、所管事務等の調査および閉会中の継続調査について審議され、お手元に配付したとおり、特定の案件について閉会中に委員会活動を行いたい旨の申し出があり、この件を緊急を要する事件として認め、日程に追加し、追加日程第3とし、ただちに議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって所管事務等の調査および閉会中の継続調査の件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎所管事務等の調査及び閉会中の継続調査について

○議長（辻義雄） 追加日程第3、所管事務等の調査及び閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長および議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の活動を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって各常任委員長および議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の活動を承認することに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長（辻義雄） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

これにて令和元年第2回長万部町議会臨時会を閉会いたします。どうもご苦勞様でした。

13時37分 閉会
